広報 あかいけ

発行所　赤池町役場　　編集　総務課 文書広報係　☎（代表）2004
印刷所　赤池印刷　　毎月　1回発行

町の人口

人口	9,561人	（増25）
男	4,569人	（増11）
女	4,992人	（増14）
世帯数	3,115世帯	（増 6）

出生　11人　　転入　61人
死亡　4人　　転出　43人
（56年6月末日現在）

“はやく食べたいなあ„
―― 上野小でいものつるさし ――

上野小学校（岡本繁穂校長、児童数二百二名）で六月十七日、四・五・六年生児童による、さつまいものつるさしが行なわれました。

これは、国の減反政策に関連した学童農園設置事業で、大和町の太田旭さんの御好意により、学校近くの休耕田約十アールを無償で借り上げ、勤労体験学習の一環として実施したものです。

日頃土に親しむことが少なくなり、勤労の尊さや、つらい仕事に耐える体験を持たなくなった児童達ですが、先生方からいものさし方の説明を受けると、我先きに雨上がりでどろんこになった田んぼへ入っていました。

なお、学校の計画によると、いものほか、大豆、落花生、菊等も植え付けており、秋には、収穫し給食に出すそうです。

【熱心に作業する上野小の児童】

炎熱の中『体育大会』挙行
11支所わかばフェスティバル

炎熱でうだる七月十九日(日)、午前十時から第十一支所公民館（猪口博好館長・百四十三世帯）では、第二回わかばフェスティバルを市場小学校グラウンドにおいて約四十世帯・百人の親子連れが参加し盛大に行われました。

この体育大会は、夏休みを前に子供会を中心にお年よりまで参加できるプログラムを編成し、朝からの猛暑の中、スプーンゲームを封切りに、ゲートボール、車輪ころがし、二人三脚、フォークダンス、大人混合リレー、子供対抗リレーなど、予定どおり十種目の競技が行われ、各競技に盛んな声援がおくられました。

午後一時ごろのピーク時には三十六度にもなり、ゲームの進行が危ぶまれましたが、皆さんの頑張りで競技は続けられました。

この炎熱の中で挙行できたことは、家族の皆さん方の参加があったからです。おつかれさまでした。

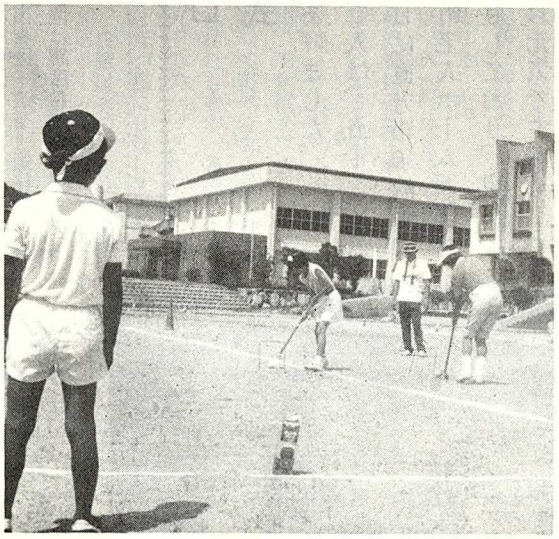

【紅白にわかれゲームを競い合う11支所の皆さん。種目：ゲートボールより】

56年 8月 №223号

会長に立花杉夫氏
副会長に浦田秀雄氏決まる

農業委員会委員

七月十九日任期満了による赤池町農業委員会委員一般選挙は、七月十一日に十人の立候補者（定数十人）が届出を行ない、無投票で次の方が新しく委員に決まりました。また、選任による委員五人の方も、それぞれ次のように決まりました。

なお、新委員による第一回農業委員会が七月二十五日に行なわれ、会長に立花杉夫氏、副会長に浦田秀雄氏が決まりました。

※定数十五人（投票十人、選任五人）

新委員の紹介

長谷川五助　61歳
農業　市場七区　選挙

皆川　學　50歳
農業　上野二区　選挙

小松小一郎　67歳
農業　上野五区　選挙

平元　光年　54歳
農業　上野五区　選任

立花　杉夫　51歳
農業　市場八区　選任

高林　政敏　57歳
農業　市場八区　選挙

小松　千年　52歳
農業　上野五区　選挙

太田　重勝　63歳
農業　上野三区　選挙

谷　静馬　74歳
農業　市場六区　選任

安延　友利　47歳
農業　上野一区　選挙

浦田　勇　59歳
農業　上野三区　選任

浦田　秀雄　57歳
農業・会社員　上野三区　選挙

太田　欣平　57歳
農業　上野四区　選挙

谷　冨次　62歳
農業　市場六区　選挙

水永　雄　39歳
農業　市場八区　選任

※氏名（敬称略）年齢　職業　出身区　選挙・選任別。
（順位は議席番号順）

□□□□□□□□
老人ホームで金婚式
久原九治麿
サワエさん

今年の八月で満五十年をむかえるお二人、久原九治麿さん（78歳）・サワエさん（70歳）は、七月十七日にめでたく金婚式をあげました。

お二人は、五十二年九月一日に直方市須崎町より当町老人ホーム天郷荘に入荘しており、現在としてもお元気です。

この日は、お二人の希望もあり、一月早い金婚式が午後五時から行われ、お年寄りや職員の皆さんからたくさんの祝福をうけました。

藤野八郎荘長より『いつまでもお元気で、仲良くして下さい。』とお祝いの言葉が贈られ、このあと、お年寄りや職員から花束や記念品が贈呈。

宴会では、皆さんから歌のプレゼントもあり、お二人は終始笑みをうかべ嬉しさ一杯でした。

本当におめでとうございます。

【めでたく金婚式をむかえた久原夫妻】

行ってよかった
中国14日間の旅
『福岡県青年の船』

小松久美子（24歳）
大浦2

太田ハルカ（23歳）
薬王寺

二週間の日程で、第十一回福岡県青年の船が中国訪問の旅を終え、五月二十九日に帰国しました。

この青年の船に乗船した当町の小松久美子さん（福祉センター勤務）と太田ハルカさん（市場保育所保母）は『とにかく中国では驚ろくことばかり。いい勉強になりました。』と……

そこで、お二人に感想を聞いてみました。

――参加した動機は？

太田　以前から興味は持っていましたが、昨年の船に身近な友達が乗って、改めてその良さを知ったから。

小松　県の社会福祉協議会から推せんされ、いろんなことを勉強したかったし、中国の同世代の人達の生活を知りたかった。

――日本の若者と比べ、中国の若者の印象は？

小松　学習とか仕事に対しての意欲がありあり感じられ、将来の中国は日本のライバル、いやそれ以上になるのではないかと思いました。

太田　色々ありますが、中国青年の愛国心、建国心、学習心といったものの強さに驚きました。

――中国を見て参考になったことは？

太田　仕事にしても生活にしてもおおらかで、あくせくしてないんですね。大陸民族の性格でしょうか。

小松　私も同感ですが、中国の子供達の瞳がとても輝いているんですね。平和の尊さをつくづく感じました。

――最後に一言。

小松　行動を共にした仲間との友情や、中国青年達との友好の素晴らしさを強く感じました。この体験を生かして、社会のために自分が何ができるかということを考えながら、職場や地域活動に役立てたいと思います。

太田　限られた時間と決められたコースでしたので、もっと庶民の生活というものを見てみたかったです。でも、とてもすばらしい旅でした。

――お二人とも船の旅に協力してくださった方々へ、深く感謝しておりました。

【北京の故宮博物館から】

8支所優勝なる！
3支所が準優勝

第5回町民軟式野球大会

猛暑の七月十九日（日）、第五回町民軟式野球大会の決勝戦が町民球場で行われ、Aパートより三支所、Bパートより八支所がそれぞれ勝ち残り、熱戦のすえ八支所が優勝を飾りました。

これは、赤池町体育協会主催、赤池町軟式野球連盟主幹、赤池町公民館後援によるもので、七月五日・十二日・十九日の各日曜日、町民球場、中学校グラウンドの二箇所において町内十九チームが参加し行われたもので、各選手たちは、炎天下でのハッスルプレーで顔や手は真っ黒に日焼しました。

なお、成績は次のとおりです。

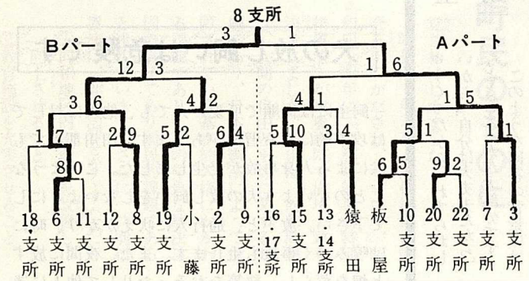

今月のこよみと行事

和名　葉月（はづき）
木の葉がそろそろ落ちる故に葉落月を略して葉月という。

1日（土）水の日・観光の日
4日（火）婦人学級（AM10:00町民会館）
6日（木）広島原爆記念日
7日（金）心配ごと相談日（福祉センター）
　立秋・鼻の日
8日（土）養命大学（AM10:00町民会館）
9日（日）長崎原爆記念日
11日（火）児童扶養手当・特別扶養手当の現況届提出日（9月10日まで）
15日（土）終戦記念日
　月おくれ盆
17日（月）乳児保育相談（PM1:30町民会館）
　心配ごと相談日（福祉センター）
18日（火）婦人学級（AM10:00町民会館）
　エンゼルクイズ〆切日
21日（金）三種混合（PM1:30町民会館）
　福祉年金証書提出日
22日（土）養命大学（AM10:00町民会館）
23日（日）郡民体育大会
　処暑
27日（木）心配ごと相談日（福祉センター）
31日（月）胃ガン検診（AM8:30同和対策中央診療所）
　学校夏休み終了

▼楽をしたいと思い、現状に満足していては成功など望めない▲

健康づくりを国保シリーズ⑬

保険税の決め方納め方は

◎医療費に応じて

国保の場合、保険税の額は、基本的には、その年の医療費に応じてきめられます。

まず、その年の医療費がどのくらいになるかを予測し、その額から受診のとき患者が負担する分（三十パーセント）と、国の負担する分を控除した額が、保険税として課税される総額になります。国の負担は、おおまかにいうと、医療費の四十パーセントと、保険者（市町村）の財政力に応じて交付されるもの（平均で医療費の五パーセント）です。つまり平均四十五パーセントを国が負担するわけです。

したがって保険税の総額は、平均的には、医療費の二十五パーセントということになります。

このように保険税の額は医療費によって決められます。

◎課税額の決め方

保険税を各世帯に課税する場合のやり方は、各世帯の被保険者数や前年度の所得などを基準にして決めます。

◎いつから払うか

保険税は被保険者となったその月から納めなければなりません。

被保険者になった月というのは、加入の届出をしたときからでなく、職場の健康保険をやめたとき、あるいは、他の市町村から転入して、その居住地に住みはじめたときをいいます。

届出が遅れると、この被保険者になったときまでさかのぼって保険税を納めなければなりません。

◎保険税の納め方

保険税の額は決まりしだい、納税通知書でお知らせします。

年度の途中で職場の健康保険に入ったりしたときは、そのつど世帯主の届出によって保険税を計算し直してお知らせします。

国民年金

福祉年金証書の提出は8月21日までに

八月は、福祉年金の受給者が国民年金証書を役場年金係に提出する月です。

この手続きをすれば、むこう一年間の福祉年金が受けられるかどうかが決まります。もし、この提出が遅れますと、次の十一月支給分の福祉年金を受けられないことがあります。

福祉年金は、一定額以上の所得があったり、他の公的年金を受けていたりすると、支給を停止されることがありますので、毎年一回国民年金証書と一緒に「所得状況届」を提出していただくわけです。八月分の福祉年金を受け取ったらすぐに、証書を住民福祉課年金係（窓口6番）に提出して下さい。その時は、必ず印かんを忘れずお持ち下さい。

なお、五十六年度の支払額を記入した年金証書をお手元にお渡しできるのは十月三十日の予定です。

シートベルトを締めよう

『夏の交通安全県民運動』

〈あなたは、自動車に乗ったとき、シートベルトを締めていますか？〉

調査によりますと、高速道路では、次の通りです。

いつも締める　二四％
ときどき締める　二〇％

一方、一般道路の場合は、

いつも締める　六％
ときどき締める　九％

と、高速道路に比べて着用率はグンと落ちます。その理由としては「面倒だから」「きゅうくつだから」「わずらわしいから」「自分は大丈夫だから」などと答える人が大部分です。

このような回答の背景には、一般道路は高速道路に比べてスピードも遅いし、安全だろう――といった考え方があるようです。

交通事故の65％は市街地の一般道路で発生

7月21日～8月20日

ところが、交通事故の六五％は市街地の一般道路で起きています。

また、自動車乗車中の死亡者数を見ても、高速道路よりも一般道路での死亡者が圧倒的に多いのです。

シートベルトを締めていなかったために、自転車なみの時速十九キロというスピードで死亡したというケースもあります。

シートベルトの着用は〝安全へのパスポート〟ということができます。

高速道路でのシートベルト着用はもとより、一般道路でのほんのちょっとの距離でも、面倒がらずにシートベルトを締めましょう。

犬の放し飼いは危険です

飼主には従順で可愛い犬でも、他人に対しては攻撃的になる習性があります。田川郡内でも犬による人身事故が発生しました。このようなことのないよう犬の放し飼いをしないようにして下さい。放すと、通行人に吠えかかり、時には咬みつく事故も生じます。また、夜間に放すと畑を荒らし、鶏等をおそったりして他人に迷惑をかけます。野犬の苦情が絶えませんが、飼犬を放したものが殆んどで、特に発情期には群をなして徘徊するため皆さんが困っています。外に出す場合は、引綱を付けて連れ出して下さい。

なお、年1回の登録と春秋2回の狂犬病予防注射を必ず受けて下さい。

犬を飼えない事情が生じた場合は引取りますから、役場か保健所まで連れて来て下さい。

地域ぐるみで同和問題を

同和問題啓発強調月間

街頭でキャンペーン

【同和問題街頭啓発キャンペーンでビラを配る
香月章町長（中央）・池田利文議長（左から二人目）】

地域ぐるみで同和問題を――明るい社会づくりのために――。と赤池町・赤池町教育委員会では、七月一日から七月三十一日までを『同和問題強調月間』と定め、町独自の諸行事を実施しました。

これは、同和問題を正しく理解して、その解決を自分自身の問題として認識し、差別や偏見をなくすため啓発活動を一層強化する月間として七月に行われたもので、一日には町三役の香月町長・椿原助役・太田収入役、町議会より池田利文議長・小松千太郎副議長をはじめ、加治教育長・兼重教育委員長・各課長ら関係者が、赤池駅前、赤池商事前、町内の主なバス停留所において、通勤・通学・買物客へ強調月間の趣旨、月間行事のチラシ、標語並びに風船を配布しました。

また、一日・十五日・二十五日には、役場職員がブロック別にわかれ、広報車により町内全域に広報活動を実施。十九日には同和問題研修会が午後一時半から中央研修所において支所長・駐在員・各行政機関役員の出席により行われました。二十六日には全町民を対象に、午後一時半より中央研修所で同和問題講演会が開かれ、映画のあと、大阪市立大学教授の山本登先生より講演が約一時間半にわたり行われました。また、このほかにもこの期間中に、町内公共施設や町内各所にポスター・懸垂幕・立看板などの啓発運動やワッペン運動が展開されました。

差別をなくすために⑧

同和問題を全町民のものに

今回は部落解放運動のあしどりについて書いてみたいと思います。

徳川時代の末期、岡山藩では、エタ身分の人びとに対し『しぶ染以外の着物を着てはならない』というおふれを出しました。このおふれに対してこらえにこらえてきたいかりを爆発させ、立ちあがった三千人の人々の一揆は、ついにこのおふれをとり消させました。

『しぶ染一揆』と呼ばれ、せっかく人間の尊さをつらぬいたこのたたかいの精神も、明治、大正と時代が変っても、時の為政者の民衆に対する弾圧と分裂政策は、かたちをかえて強められるばかりでした。大正七年、日本はロシア革命に干渉してシベリアに出兵しました。このとき、資本家や商人が米の値上りを見込んで米の買占めをしたので、米の値段がみるみるつり上げられ、ついに三倍にもなりました。そこで、民衆はだまっておれず、暴利をむさぼっていた町の米屋をつぎつぎとおそいました。米騒動によって民衆が団結したときのこわさを知った政府は、『同和地区の人たちのせん動によって米騒動がおこった。』など、ウソの宣伝をし、ここでも部落差別を分裂支配のために利用しました。このような行政権力の差別政策に対して、部落の人びとは、ついにたち上がる時がきました。そして大正十一年三月、部落の完全解放をめざして『全国水平社』が結成され、活動が始められました。

昭和二十六年、京都で起った『オールロマンス事件』は、部落差別をつくり出し、温存してきたものは、劣悪な環境と低生活に対し、なんらの施策も講じなかった行政そのものであることを明らかにしました。その後、部落解放同盟を中心とする『部落解放要求運動』の中で、ようやく行政の責任が自覚されはじめました。

昭和四十年八月『同和対策審議会答申』がだされ、つづいて、昭和四十四年に『同和対策事業特別措置法』が衆参両院で満場一致可決されました。答申は、同和問題は、人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障されている基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責任であり国民的課題である。と述べています。さらに、特別措置法は、部落差別をなくすために、

①同和地区内の環境を改善し、向上させること。

②教育施設を充実させること。

③産業を振興し、職業を安定させること。

④社会福祉を充実させること。

などの施策を国や県、市の責任によって行ない、費用のほとんどを国や県でまかなうといった内容をもつものであります。

部落解放の行政や事業が法律的な基盤をもち、すすめられようとすることは、まことに画期的なものであります。特別措置法の制定は部落解放運動と差別を許さない多くの人びとの成果ともいうべきであります。もちろん、法律がつくられたからといって安心できるものではありません。一人ひとりが法律を守り、守らせていく姿勢の中でこそ差別をなくす行政も確立されるものではないでしょうか。ふたたび、明治の解放令のように『絵に画いた餅』にするようなことがあってはなりません。

解放運動は、社会全体を向上させていくための国民的な運動に必然的にむすびつかねばなりません。たとえば、『子どもに豊かな未来を保障する進路保障の運動』や『労働運動』推進の積極的な歯車としなければなりません。なぜなら、今日の社会において一番底辺におかれ、もろもろの不利益をおしつけられているところ、しあわせに生きる権利が保障されないところ、これが『同和地区』であるからです。

つづく

まちの文芸

寺田さん（日書）藤本さん（現書）が入選

第33回毎日書道展

寺田琴美さん（上の原）

藤本晃一さん（猿畑）

第三十三回毎日展の入賞、入選者が七月十三日発表され、当町より、日本書展の入選に寺田翠蓮（琴美）さん、現代書展の秀作賞に藤本祥鳳（晃一）さんが、みごと栄誉を得られました。

寺田さんは、七月四日の日本書道美術館展においても、秀作に入賞されており、二重のよろこびです。

なお、毎日展の展示会は、九月十五日から二十七日まで福岡市美術館で行なわれます。

園児に獅子舞披露

金田町芸能保存会が

【勇壮な獅子舞を披露する保存会の皆さん】

七月十二日(日)、午前十時より赤池町民会館において、金田町の郷土芸能保存会の皆さんによる本格的な獅子舞が披露されました。

この催しは、各保育所が保育の基調にしている幼児劇保育の今年のテーマが、「お百姓さんありがとう」となっており、劇の中に収穫を感謝するお祭を取り入れています。実際に獅子舞を見たことがない園児が多く、保存会の皆さんのご厚意により、本格的な獅子舞の実演となったわけです。

俳句

つれづれに ⑰

（老人ホーム天郷荘）松本たかし

当日は、三百五十人の園児・父母が参加、初めて見る勇壮な獅子舞にびっくりする園児たちは、暑さを忘れて楽しいひとときをすごしました。

●割烹宿芦屋の海の梅雨まぢか

●梅雨の音明けのしばしをうとうとと

●大空をうつして代田水光る

●赤信号待つ間のしばし梅雨はげし

●川嵩の増すをうれへり梅雨はげし

思い出すままに

三木　春翁

私の町内での吟行句を、思い出すままに記し、先輩の批判を乞い、後進の参考になれば幸いと思います。

●鳴の子にさざ波涼し山の湖

●浮巣守る鳴の高鳴く夕かな

常福の溜池での句。浮巣とは、水鳥が芦間や水面に垂れ下がった水楊の枝などに、水に浮べて作った巣のことである。鳴は営巣、育児の時、巣に近づくとギャーと大声で相手を威嚇、退散させる。私は、そうした場面に直面して、足をすくませて佇んだまま、この一句を得た。

●山荘というも真昼の暑さかな

翠山荘の句会にて。

●荘庭の小暗きところ著莪の花

●今日よりは旅吟にかぶる夏帽子

峡仙閑の句会にて。立夏の日でした。ある婦人が、年令に似合わぬ派手な夏帽子をかぶり、来会したのを見て……。

●蹋(かが)み見る春龍胆(りんどう)と名は知らず

●落葉掃く朝な夕なの尼の作務

上野峡の不動院は女の住職でした。私達俳句仲間では、住職のことを尼さまと呼び、親しみつつ、多くの句材に取り扱われました。

また、庵宗や本堂を借りて幾回となく句会を催しました。故紫酔先生の秀句として

●尼寺の柱は小さし蟻地獄

の句があります。

●開山の御像も拝み甘茶寺

●農婦らの雨にくつろぐ甘茶寺

興国寺の句会にて。興国寺の灌仏会は、昔はお祭りのように賑やかであったと聞いていますが、今では門前に子供相手の出店が三、四軒出て賑わっている程度です。句会のあった日は、雨が降ったりやんだりの天気で、いつも町へ野菜など売りに来る農家の婦人が、三、四人詣りに来て、雨は降るし、行商も休みで、のんびり寝そべったりしていました。

●寒禽も人も折々機屋かな

●深草の露を踏みゆく機屋道

庚申橋の手前、藤村商店を右へ行けば老人ホーム。左をとれば機屋道である。七、八年前から女性の機屋さんが、古い農家を借りて紬織をしている。俳人だけでなく、色々な人達が多く訪れています。

●陶土搗く音寒々と日もすがら

青柳窯元の句会にて。

●朝々の河鹿に目覚め茶屋暮し

昨年、上野峡バス終点の山根（茶屋）の奥さんに、河鹿が鳴いていますかと尋ねたら、「鳴いていますよ。私は毎朝、河鹿の鳴く声で目を覚します。」との返事でした。奥さんの返事をそのまま一句としました。

●梅雨落葉人それぞれの定めもち

昨年六月、大平総理が急逝された時の句。一国の総理が現役で逝去したことに深い感慨を覚え、町立の納骨堂（稲荷町上）の広場にて、梅雨空を仰ぎ、徘徊しながら得た句です。

●柊(ひいらぎ)の花こぼれつつ句碑除幕

福智中宮神社の裏参道に故紫酔先生の句碑が除幕された時の句。句会は今は焼失した村上旅館でありました。

終りに、披露する程の白糸滝の句がないのを残念に思います。

税よりちょっとお耳を

◆不動産取得税の住宅控除は60日以内に

一、不動産取得税とは

家屋を建築（新築、増築、改築）したり、土地や家屋の購入、譲り受け、交換などで不動産を取得した方に、取得時に一回限り課税される税金です。

二、税額の計算方法

取得したときの不動産の価格から控除額を差し引いた額に、税率百分の三又は百分の四をかけた金額です。

三、住宅控除の額

新築年次により控除額が異ります。

○昭和46年～47年＝百五十万円

○昭和48年～50年＝二百三十万円

○昭和51年以降＝三百五十万円

○特例住宅（床面積が165㎡以下、評価額1㎡当り八万七千円以下）＝四百二十万円

※評価額とは、実際の建築工事費や購入代金などではありません。評価基準に基づいて評価した価格です。

四、住宅控除の適用を受けるには

減額の適用を受けるには、取得の日から60日以内に申告して下さい。

※その他、詳細については財務事務所へお尋ね下さい。

(電)0947(4)4111

お礼

老人ホーム慰問団の皆様へ

五十六年度町立養護老人ホーム天郷荘を慰問されました皆様、本当にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。（敬称略）

◆4月12日　小鳩ちどり「歌謡」

◆4月15日　倉田浪曲団（大分）

◆5月10日　赤池町九支所西組婦人会「舞踊」、藤美会・藤和会「日舞」

◆5月14日　長尾舞踊団（頴田）

◆5月15日　赤池町社会福祉協議会「電気アンマ器一台」

◆5月27日　香月タマエ（方城）「舞踊」

◆6月4日　日本専売公社田川営業所「タバコ百六十個」

◆6月25日　鈴木宏子（名古屋）「洗剤、ソーメン、お菓子」

◆7月7日　香月章（赤池町伏原）、「金一封」

◆7月8日　中村良也（赤池町中町）、「電気アンマ器一台」

※以上は昭和五十六年四月一日から七月十五日までの分です。

エンゼルクイズ

【第60回出題】

エンゼルは天使のつかいです
あなたに幸ありますよう……

〔問　題〕

1、書道において「三筆」とは、橘逸勢と嵯峨天皇とあとひとりは？
Ⓐ小野小町　Ⓑ空海　Ⓒ八海

2、「月日は百代の過客にして…」で始まる松尾芭蕉の作品は？
Ⓐ俳偕七部数　Ⓑ猿蓑　Ⓒ奥の細道

3、「70年米大気汚染防止法」を通称、何と言うか？
Ⓐマルチ法　Ⓑモスキート法　Ⓒマスキー法

4、日本が初めて自力で打ち上げた人工衛星の名は？
Ⓐきく　Ⓑおおすみ　Ⓒふじ

5、通常国会の会期は何日？
Ⓐ150日　Ⓑ200日　Ⓒ250日

〔応募要領〕

正解のＡＢＣいずれかの記号を官製ハガキに記入のうえ、8月18日までに赤池町役場総務課文書広報エンゼルクイズ係までお送り下さい。なお住所、氏名を明記して下さい。

抽せんで正解者3名様に記念品を贈ります。

▷例　問題1 B　問題2 B　問題3 C

【第59回の解答】

1 Ⓐ　2 Ⓒ　3 Ⓑ　4 Ⓑ　5 Ⓒ

【正解者】

今回の応募総数8通のうち、正解は1通でした。少しむづかしかったようです。ただ一人正解でした上野大久保の原博光さんに記念品をお送りします。

たばこは町内のたばこ店で買いましょう

皆さん方が今吸っているたばこ二十本で、約二十五円の町税収入となります。一年間でこれが約二千五百万円のたばこ消費税として本町に入り、お役に立っております。

ありがとうございました

社会福祉協議会

―7月14日現在―

〔香典返し〕

金一封　日高　米子（草場）

金一封　貫永　フサ（下寿）

金一封　中尾　愛子（猿田）

金一封　松尾アサ子（高尾）

金一封　香月　章（伏原）

〔現物寄付〕

◎布団　長谷川笑子

◎雑巾　13支所老人クラブ

〔賛助会費〕　1口千円

◎谷　富次　3,000円（3口）

（敬称略）

8月福祉センターの行事

〔休　館　日〕	〔福祉バス運行日〕
3日、10日、17日	1日、2日、5日、6日、8日
24日、31日	9日、12日、16日、19日、20日
〔盆　休　み〕	22日、23日、26日、27日、29日
13日、14日、15日	30日
〔演　芸　日〕	〔心配ごと相談日〕
2日、6日、9日	7日、17日、27日
16日、20日、23日	〔仏教法話会〕
27日、30日	8月はお休みします。

お知らせ

忘れないで心にとめておきましょう。

現況届は8月11日から9月10日までに

児童扶養手当

◆対象となる児童

十八歳未満（心身に障害のある人は二十歳未満まで対象）で、次のいづれかに該当する児童です。

(1)父母が離婚した後、父と別れて生活している児童。
(2)父が死亡した児童。
(3)父が廃疾の状況にある児童。
(4)一年以上にわたり、父が法律により拘禁されている児童。
(5)一年以上にわたり（危難に遭遇した場合は、その危難が去った後三箇月以上）父が生死不明の児童。
(6)一年以上にわたり、父から遺棄されている児童。
(7)婚姻によらないで生れた児童や捨て子など。

特別児童扶養手当

◆対象となる児童。

二十歳未満であって、法に定める程度の廃疾の状態にある児童。

(1)児童の国籍は問いません。
(2)里子や児童福祉施設、社会福祉施設等に入所している児童は、対象となりません。
(3)廃疾を支給事由とする年金を受けることができる児童は対象となりません。

※すでに児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けてある方は、毎年八月十一日から九月十日までが現況届提出日になっていますので、役場福祉係で手続きを済ませて下さい。

※詳しくは、役場福祉係へおたずね下さい。

ごみ・し尿の盆休み

▼**ごみ収集**　八月十四日㈮から十六日㈰まで休みです。したがって十三日㈭・十四日㈮・十五日㈯の収集地区が次のとおり変更になります。

◎もえるごみ

○八月十四日㈮の地区→十三日㈭に変更。

※該当地区……大字上野全地区・徳市団地

○八月十三日㈭の地区→十二日㈬に変更。

※該当地区……北町・新町・東町・小藤団地・下高尾・上桜町・朝日町・松本町・大字市場全地区・市場団地・猿田・猿畑

◎もえないごみ

○八月十五日㈯の地区→二十二日㈯に変更。

※該当地区……大字上野全地区・徳市団地

▼**し尿処理**　八月十四日㈮から十六日㈰まで休みです。八月九日㈰は平常どおりです。

〝ごみは水分を切ってポリ袋に入れて、当日の朝出しましょう〟

家族ぐるみでご加入を!!

町民交通傷害保険

赤池町に住んでいる人、および当町内へ通勤、通学している人ならどなたでも加入できます。ご家族ぐるみの加入で、交通事故に備えましょう。

《内容は次のとおりです》

◎保険料が支払われる場合は、日本国内において、車両に乗って衝突したり、つい落、てん覆したりした事故、または歩いていて車両にはねられたり、ひかれたりした事故のときです。

○保険料＝一口六百円（一人二口まで加入できます。中途加入は月割五十円）

○実施期間＝八月一日から一年間

○申込窓口＝役場総務課庶務係

※なお、事故が発生したときは、ただちに役場庶務係までお知らせ下さい。これを怠たりますと保険金が支払われないことがありますからご注意下さい。

一口につき支払われる保険金は次表のとおりです。

〈1口につき支払われる保険金〉	
1．亡くなられたとき	80万円
2．失明したり、片手または片足を失ったとき	50万円
3．治療期間6ヶ月以上のとき	12万円
4．治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	9万円
5．治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	7万円
6．治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	5万円
7．治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	3万円
8．治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	2万円
9．治療期間1週間以上1ヶ月未満	1万円
10．治療期間1週間未満	5千円

特殊浴槽・リハビリ施設のご利用を

方城町弁城の特別養護老人ホーム福智園では、ねたきり老人の方の特殊浴槽と、田川市立病院の先生の指導によるリハビリ施設の利用を受付けています。

▼特殊浴槽利用日時＝毎週火・金曜日（午後2時）

▼リハビリ施設利用日時＝毎月第2・第4土曜日（午後2時）

なお、当日は必ず家族が付添って下さい。また、送迎はリフト付きの特殊マイクロバスで行ないますので、車イスのまま乗車できます。詳しくは福智園まで。

(電09472→②→1434)

無縁墳墓の改葬

次の件に縁故者があれば、期日までに届け出をして下さい。

▼墓地の所在地　愛知県春日井市勝川町三丁目一六三五番地

○名称　兜塚墓地（野墓地）

○墳墓数　11基

○届出期限　8月31日

○届出先　愛知県春日井市勝川五丁目　愛知県名古屋土木事務所勝川土地区画整理出張所まで。

▼墓地の所在地　兵庫県氷上郡氷上町井中字皮多上げ二二三番地

○名称　井中墓地

○墳墓数　51基

○届出期限　9月30日

○届出先　兵庫県氷上郡氷上町成松　氷上町役場同和対策室まで。

原稿〝まちの声〟をおよせください

総務課文書広報係では、皆さんからの原稿投稿をお待ちしております。面白い話題等、まちの声をお知らせ下さい。